

建設関連業務入札参加資格審査申請要領

1 申請受付期間等

- (1) 申請期間 平成31年1月10日(木)から2月28日(木)まで
- (2) 受付時間
午前部 午前9時から正午まで
午後部 午後1時30分から午後4時まで
- (3) 提出先 栗原市総務部管財課契約係(栗原市役所庁舎2階)
〒987-2293 宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号
電話: 0228-22-1116 ※お電話の際は、「契約係」を指名してください。
FAX: 0228-22-0312
- (4) 申請方法 管財課契約係に持参又は郵送(2月28日必着)により提出
- (5) 申請部数 1部
- (6) 有効期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (7) 審査結果 入札参加資格承認通知書を郵送(3月下旬から4月上旬予定)
- (8) 注意事項
① 提出書類の日付は、提出日又は送付日を記入の上、提出してください。
② 申請書類中の重要な項目について虚偽の記載、又は重要な事実について記載をしなかった場合は、不承認となりますのでご注意ください。
③ 受付期間を過ぎた場合は、随時受け付けとなり、四半期ごとの参加資格承認日からの有効期間となります。
④ 受理票の発行は行いませんので、必要な方は受理票、返信用はがきを同封してください。
⑤ 不足書類、記入漏れがある場合は返却しますので、提出書類確認票により十分に確認の上、提出してください。

2 申請資格

- (1) 要綱別表の左欄に掲げる業務の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法令等の規定による登録を受けた者であること。
- (2) 法人税、消費税、事業税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等)に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当していない者であること。
- (5) 経営不振の状態(会社更生法第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。)に該当していない者であること。

3 提出書類（全てA4サイズに統一）

下記順番で揃えて、クリアファイル（別名：クリアホルダー）【A4サイズ無色透明】にまとめて挟み込み提出してください。（ファイルへの名称等記載とホチキス止めは不要）

○ 入札参加資格審査申請提出書類確認票

該当するチェック欄に○印を記入し、本票を申請書類の表紙として提出してください。

① 建設関連業務競争入札参加資格承認申請書（要綱様式第1号）（その1）

- ・代表者印は印鑑登録している実印、受任機関の代表者印は使用印鑑届の使用印を押印してください。
- ・「商号又は名称」欄は、法人組織の場合は略語で記入してください。（例：株式会社→（株）等）
- ・「所在地」欄は、都道府県名から。地番はハイフン（-）等で省略しないでください。

（例：薬師1-7-1 → 薬師一丁目7番1号）

② 建設関連業務競争入札参加資格承認申請書（要綱様式第1号）（その2）

希望する部門欄に○印を記入してください。※登録済部門に限る

実績高は、消費税抜きの金額で千円単位とし、小数点以下第1位は四捨五入してください。

③ 資本関係又は人的関係がある者に係る申告書（要綱様式第1号）（その3）

- ・今回の申請から追加になりました。
- ・栗原市が発注する「測量・コンサル等」の「入札参加資格を有する者」についてのみ記入してください。
- ・「建設工事」・「物品等の調達」に該当する場合は、記入不要です。
- ・記入欄の行が不足する場合は、適宜、追加してください。
- ・（※）の箇所は、記入不要です。

④ 委任状（申請様式 ※受任機関へ権限を委任する場合

委任期間は、申請受付期間等（6）有効期間とします。

⑤ 申請業種に関する登録許可通知書又は許可証明書（写し）

法律及び規定などで必要とする登録の通知書・証明書

⑥ 納税証明書（写し可）（申請日直前1年分）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。

・国税

法人：「法人税」及び「地方消費税」 個人：「所得税」及び「地方消費税」

未納税額のない証明（法人の様式「その3の3」、個人の様式「その3の2」を税務署で交付を受けてください。

※国税の納税証明書は、インターネット等を利用して自宅や勤務先から交付請求することができます。詳しくは、国税庁 e-tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧いただくか、所轄の税務署にお問い合わせください。

・都道府県税

所在地（支店等委任の場合は支店の所在地）のすべての県税に未納がないことの納税証明書を県税事務所で交付を受けてください。

・市町村民税

所在地（支店等委任の場合は支店の所在地）のすべての税目の納税証明書（未納がないこと
の納税証明書可）を市町村役場で交付を受けてください。

法人の場合：直近の事業年度分 個人の場合：平成30年度分

- ⑦ **商業登記簿謄本（写し可）**（申請者が法人である場合）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
身分証明書（写し可）（申請者が個人である場合）提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑧ **印鑑登録証明書（写し可）** 提出日前の3ヶ月以内に発行されたもの。
- ⑨ **使用印鑑届（申請様式）**
使用印に実印をしようする場合は、使用印欄にも実印を押印してください。
受任機関へ委任する場合は、使用印欄には受任者の使用印を押印し、代表者氏名欄には、代表者の
実印を押印してください。
- ⑩ **営業所一覧表（申請様式）**
名称、所在地、連絡先が記載されていれば、任意様式も可とします。
現況報告書の別紙営業所一覧写しの添付でも可とします。
- ⑪ **現況報告書（写し）** 建設コンサル・地質調査業者・補償コンサルの登録を希望する場合
- ⑫ **財務諸表類（決算基準日直前1年分）**
貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書の写しを提出してください。
⑩現況報告書と重複する場合は不要です。
個人事業主の方は、確定申告書（本人控え）の写しを提出してください。
- ⑬ **返信用封筒（承認通知書送付用）**
定形封筒（縦22cm以上）に82円切手を貼付し、宛先を記入してください。

問合せ先

〒987-2293

宮城県栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市総務部管財課契約係（庁舎2階）

※お電話の際は、「契約係」を指名してください。

電 話：0228-22-1116（内線256・257）

FAX：0228-22-0312